



「旭川市廃棄物処分場環境対策協議会」 の委員を募集します

市民の皆様から幅広い御意見・御提案をいただくため、
委員を公募させていただきます。
～たくさんの御応募をお待ちしております。～

■旭川市廃棄物処分場環境対策協議会とは？

ごみの埋立を行っている旭川市廃棄物処分場や令和7年に廃止した旧中園廃棄物最終処分場（所在地：いずれも旭川市江丹別町）の維持管理や周辺地域の環境対策などについて審議します。

■委員の構成

学識経験者 3人
処分場の周辺地域住民 6人
処分場の周辺地域以外に居住する旭川市民（公募委員）4人

■協議会で行っていること

- ・ 処分場とその周辺地域の環境保全対策や、処分場による住民生活と自然環境への影響の調査。
- ・ 住民の健康や自然環境に配慮して処分場を使用・管理するための検討。
- ・ 処分場による自然・生活環境の汚染、住民の健康被害、災害などの発生防止対策、災害発生時の原因調査・復旧対策についての検討。
- ・ そのほか、処分場の使用・管理に関することの検討。

【裏面の「応募要領」を御覧ください】



応募要領

- 【募集人員】 4人（原則として、男女各2人）
- 【任期】 2年間（令和8年5月1日～令和10年4月30日）
- 【応募資格】 廃棄物処分場及び本協議会の取組に関心があり、次のいずれにも該当する方
- ・ 江丹別地域以外の旭川市内に居住する満18歳以上（令和8年5月1日現在）の方
 - ・ 本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に3つ以上就任していない方（【選考方法】※注参照）
 - ・ 本市の市議会議員及び職員でない方
- 【応募方法】 応募用紙に必要事項と応募動機を記載し、持参、郵送、FAX、電子メール、電子フォームのいずれか。
- ※ 提出書類は返却しません。
- ※ 応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。
- 【応募期間】 令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）〈必着〉
- 【選考方法】 応募者が募集人員を超えた場合は、後日、ごみ処理対策などをテーマにした作文を提出していただき、その作文を基に選考委員会で選考を行います。選考結果は応募者全員にお知らせします。
- ※注 性別ごとの定員や、ほかの附属機関や懇談会等への在任がない、又は少ない応募者を優先して選任します。
- 【報酬】 1回 日額7,700円（所得税等を源泉徴収します）。
- 【その他】
- ・ 会議の開催は年3回で、1回の会議は2時間程度です。
 - ・ 会議は平日の午後、旭川市廃棄物処分場や旭川市近文清掃工場等での開催を予定しています。

〈お問合せ・応募用紙提出先〉

〒071-1177
旭川市江丹別町芳野71番地
旭川市廃棄物処分場
電話：0166-59-4646
FAX：0166-73-2453
電子メール：syobunzyou@city.asahikawa.lg.jp



旭川市廃棄物処分場
のページ



応募フォームのページ